

事務所通信

今年は、例年になく寒さが厳しく、春の訪れが足踏みし、各地の花の便りも遅れています。

震災から、早一年が経とうとしていますが、近年にない大雪の影響が被災地の方々の暮らしを脅かしているということで、心配ごとが絶えません。

それでも、ところどころに春の気配を感じます。被災地の一日でも早い復興が望まれます。

さて、今回の事務所通信では、成年後見について取り上げてみました。このところ、お客様からの問い合わせや相談が増えています。成年後見制度が一般の方々の耳に触れることが多くなってきているということです。

詳しいことを知りたい方や、ご相談がある方など、遠慮なくお申出下さい。



山田さんは、先日50年連れ添った夫を亡くしました。

御主人が亡くなる少し前から、自分の思いがうまく伝えられず、長男 太郎さんのお嫁さんの介護を受けながら、毎日何とか過ごしているという日々でした。

御主人の葬儀の際も、何かわからないまま、喪服を着せられ、色々な人にあいさつをしたものの、何が起こったか、よくわかりませんでした。

慌しく葬儀も終わり、夫の遺産の話が長男から出ましたが、何にもわかりません。毎日のように、長男 太郎さんから責められたりしますが、もう、どうでもいいというのが本音です。

こうして成年後見制度の一步が始まりました。



成年後見制度とは？

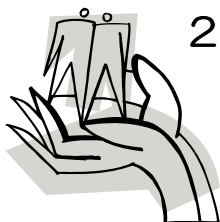
1. どんな時、成年後見の申立が必要なのですか？

本人が、前記のお母さんのように、自分で意思表示が出来ない、契約手続きや人の言っていることが理解出来ないなどの状態になった時、次のような手続きを行うにあたり、成年後見の申立が必要となります。

- ・遺産分割
 - ・土地の売買
 - ・施設入所
 - ・金銭の借入れ
- 本人の状態を無視して、代理のものが勝手に手続きをすると、トラブルになるとともに、手続き自体無効となります



2. 後見人には、どんな人になるのですか？



後見人の役割を考えると、ほとんどが親族の方です。頼れる親族がない方には、私達、司法書士が後見人として、手続きをさせていただきます。(社団法人成年後見センター・リーガルサポート)

3. 後見人の仕事は、どんなことですか？

被後見人の財産管理・身上監護をすることです。簡単に言うと、被後見人に代わって、施設入所契約、身の回りの世話、日々の金銭管理等が主な仕事です。

4. 申立はどのようにするのですか？

1. 本人（被後見人）の住所地のある家庭裁判所に申立をします。
2. 申立人は、配偶者及び4親等内の親族がほとんどです。

必要書類は、以下の通りです。※場合により、添付書類が変わります。

- ・同意書（親族が申立に同意する旨）、診断書
- ・申立人・本人の戸籍謄本、本人の戸籍附票
- ・本人の登記事項証明書（後見登記）
- ・後見人候補者の戸籍謄本、住民票
- ・後見人候補者の身分証明書、登記事項証明書
- ・収入印紙（800円～） ・予納郵券
- ・年金証書、通帳写し、評価証明書、登記簿謄本等
- ・鑑定料（5～10万位）申立後に支払います

5. 家裁で選任されたら、どうしたらいいですか？

申立をしてから3～6ヶ月後に審判があり、東京法務局に後見登記がされます。（事件番号が確定）

財産目録を作成し、家庭裁判所に提出をします。あとは、年に一度裁判所に報告書（事務経過及び金銭出納）を提出します。

6. 選任後は、どんなことをしますか？

- ①財産管理 通帳管理 現金出納帳を作成（日々の入出金の記帳）
管理事務一覧表の作成（本人のために行なった事務を記入）
- ②身上監護 介護保険の手続き・施設、病院等に入退院手続
- ③裁判所への報告 年に一度裁判所へ報告・報酬付与の申立

7. 選任後、本人・後見人の出来ること、出来ないことは？

本人…選挙権がなくなる。印鑑の登録抹消。取締役の地位の喪失。
その他職業上の資格喪失

後見人 …被後見人との利益相反行為の禁止（遺産分割手続き等）。財産管理及び身上監護。但し、被後見人の居住用不動産の処分については、裁判所の許可を要します。

後見人と被後見人の財産の区分けをしっかりとっておかないと、使い込みと取られることもあるので、金銭管理については、注意が必要です。

事務所からのお知らせ



1) ホームページ開設

去年、佐藤事務所のホームページを開設しました。
皆様にお届けしている事務所通信や、業務内容および登記に関する情報などを載せています。

現在、読みやすいホームページ作りをめざしています。

ホームページを開くと、まず、佐藤寛代表の凛凛しい勇姿が眼に飛び込んできます。お時間があれば、ちょこつとのぞいてみませんか？

ご意見やご提案をいただければ、うれしいです。

アドレスはこちらです。 <http://310-office.net/>

2) はやべん・無料相談会の開催

・佐藤事務所では、定期的に外部の方をお招きして、体験談やその方の人生設計、考え方などのお話をお伺いしています。

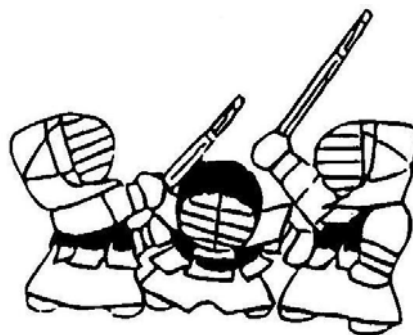
視野をひろげて、少しでも自分達の生活や仕事に活かしていければと思っています。(不定期ですが、第一土曜日の朝8時から開催しています。)

・無料相談会を年2回ほど開催予定です。相続・後見人申立等ご相談のある方、お待ちしております。

はやべん・相談会の日程等については、ホームページにお知らせを掲載しますので、興味のある方はお越し下さい。

平成24年3月吉日

<案内図>



〒421-0421

牧之原市細江3203番地2

司法書士・土地家屋調査士・行政書士

佐藤寛事務所

TEL 0548-22-0063

FAX 0548-22-1409